

専門看護師（CNS）認定更新審査 教育機関に所属するCNSが更新審査時に申請可能な看護実践時間の変更について

専門看護師（CNS）の認定更新審査において、教育職としての実践の一部を看護実践時間として認めています。2020年度から以下の通り対象となる教育職及び看護実践時間として認める期間・時間を変更しました。変更点について確認したうえで、審査の準備をしてください。

1) 変更の背景

CNS 資格取得から経験を経るに従い、CNS 教育等への活動の場が広がっていくことが予測される。また、CNS 教育にCNS が携わることは重要であり、当該機会を正當に評価することが大切である。

2) 主な変更点

(1) 全申請者

- ・対象となる教育職は、CNS 教育課程の教員及びCN 教育課程の教員とする。
- ・看護実践時間として認める期間・時間は400時間/年（上限）とする。

(2) 2回目（10年目）以降更新申請者

- ・対象となる教育職は、CNS 教育課程の教員及びCN 教育課程の教員に加え、看護師養成学校（大学・短期大学・専門学校）及び大学院の教員とする。
- ・看護実践時間として認める期間・時間は400時間/年（上限）とする。

(3) 看護実践時間について

教育職としての実践の一部を看護実践時間として認めるが、臨床で看護実践を行っていることが望ましい。

3) 変更に関する新旧対照表

	2019年度CNS認定更新審査まで（変更前）	2020年度CNS認定更新審査以降（変更後）
全申請者	【対象となる教育職】 ①CNS 教育課程における実習指導の時間 ②CN 教育課程における主任・専任教員としての演習・実習時間	【対象となる教育職】 CNS 教育課程の教員 CN 教育課程の教員
	【看護実践時間として認める期間・時間*】 ①270時間/年（上限） ②240時間/年（上限）	【看護実践時間として認める期間・時間*】 400時間/年（上限）
2回目（10年目）以降の更新申請者	/	【対象となる教育職】 CNS 教育課程の教員 CN 教育課程の教員 看護師養成学校（大学・短期大学・専門学校）及び大学院の教員
		【看護実践時間として認める期間・時間*】 400時間/年（上限）

*常勤で年間3か月以上在籍している場合に限る

4) 今後のスケジュール

2020年度（第20回）専門看護師認定更新審査から適用する。